

議案第72号

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年11月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告を受けて北名古屋市職員の給与を改定するとともに、被災地等への職員派遣に際し、配偶者を有する職員の単身赴任に当たっての経済的負担の実情等を考慮して単身赴任手当を創設するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第12条第3項中「13,000円」を「1万3,000円」に、「11,000円」を「1万1,000円」に改める。

第14条第1項及び第2項を次のように改める。

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）
 - (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第15条第2項第2号イ中「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中「6, 500円」を「7, 100円」に改め、同号エ中「8, 900円」を「10, 000円」に改め、同号オ中「11, 300円」を「12, 900円」に改め、同号カ中「13, 700円」を「15, 800円」に改め、同号キ中「16, 100円」を「18, 700円」に改め、同号ク中「18, 500円」を「21, 600円」に改め、同号ケ中「20, 900円」を「24, 400円」に改め、同号コ中「21, 800円」を「26, 200円」に改め、同号サ中「22, 700円」を「28, 000円」に改め、同号シ中「23, 600円」を「29, 800円」に改め、同号ス中「24, 500円」を「31, 600円」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第15条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、2万3,000円（市長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が規則で定める額を加算した額）とする。

3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第21条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

第24条の2中「及び第14条」を「、第14条及び第15条の2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600

5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100

34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		

63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100			
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			
86	241,000	295,900	344,000	383,900				
87	241,700	296,200	344,500	384,500				
88	242,400	296,600	344,900	385,100				
89	243,100	296,900	345,200	385,800				
90	243,600	297,300	345,600	386,400				
91	244,100	297,700	346,100	387,000				

92	244,600	298,100	346,500	387,600				
93	244,900	298,200	346,700	388,300				
94		298,500	347,100					
95		298,900	347,600					
96		299,300	348,000					
97		299,500	348,100					
98		299,800	348,600					
99		300,200	349,100					
100		300,600	349,400					
101		300,800	349,700					
102		301,100	350,100					
103		301,500	350,500					
104		301,800	350,900					
105		302,000	351,400					
106		302,300	351,800					
107		302,700	352,200					
108		303,000	352,600					
109		303,200	353,100					
110		303,600	353,500					
111		304,000	353,900					
112		304,300	354,200					
113		304,400	354,700					
114		304,700						
115		305,000						
116		305,400						
117		305,600						
118		305,800						
119		306,100						
120		306,400						

	121		306,800						
	122		307,000						
	123		307,300						
	124		307,600						
	125		308,000						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

(注) この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北名古屋市の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。第21条第2項の改正規定を除く。）の規定は、平成26年4月1日から、この条例による改正後の条例第21条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の北名古屋市の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。